

訪問リハビリテーション はなみずき

介護予防訪問リハビリテーション はなみずき

利用契約書

_____（以下、「甲 1」といいます）及び _____（以下、「甲 2」といいます）（以下、甲 1 及び甲 2 両名を「甲ら」といいます）と訪問リハビリテーションはなみずき（以下、「乙」といいます）は、乙が甲 1 に対して行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、（予防）訪問リハビリテーション）サービスについて、次のとおり契約します。

（契約書の目的）

第 1 条 乙は、甲 1 に対し、介護保険法令の趣旨に従って、甲 1 が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、（予防）訪問リハビリテーションサービスを提供し、一方、甲らは、乙に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約書の目的とします。

（適用期間）

第 2 条 本契約は、甲ら及び乙が署名した本契約書を提出したのち、令和 6 年 6 月 1 日以降から効力を有します。但し、甲 2 に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 甲 1 は、前項に定める事項の他、本契約書、重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し乙を利用することができるものとします。

（甲らの義務）

第 3 条 甲 1 は、次の号を満たす甲 2 を立てます。但し、甲 2 を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第 20 条第 1 項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 甲 2 は、甲 1 が本約款上、乙に対して負担する一切の債務を極度額 30 万円の範囲内で、甲 1 と連帯して支払う責任を負います。

3 甲 2 が第 1 項各号の要件を満たさない場合、又は甲 2 が乙、乙の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、乙は、甲らに対し、相当期間内にその新たに甲 2 に代わる者を立てることを求めることができます。但し、第 1 項但書の場合はこの限りではありません。

4 甲 2 の請求があったときは、乙は甲 2 に対し、乙に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（甲 1 又は甲 2 からの解除）

第 4 条 甲 1 は、乙に対し、利用中止の意思表示をすることにより、本契約書に基づく（予防）訪問リハビリテーションサービスを解除・終了することができます。

2 甲 2 も前項と同様に（予防）訪問リハビリテーションサービス利用を解除することができます。但し、甲 1 の利益に反する場合は、この限りではありません。

(乙からの解除・終了)

第5条 乙は、甲らに対し、次に掲げる場合には、本契約書に基づく(予防)訪問リハビリテーションサービス利用を解除・終了することができます。

- ① 甲1が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 甲1が介護予防サービス計画又は居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 甲らが、本契約書に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- ④ 甲1の病状、心身状態等が著しく悪化し、乙での適切な(予防)訪問リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 第3条4項の規定に基づき、乙が新たな甲2を立てることを求めたのにもかかわらず、新たな甲2を立てない場合。ただし、甲1が新たな甲2を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑥ 甲1又は甲2が、乙や乙の従業者又は他の利用者に対して、宗教活動、政治活動、営利活動、騒音など迷惑を及ぼすような行為を行った場合
- ⑦ 甲1又は甲2が、乙や乙の従業者又は他の利用者に対して、窃盗、暴力行為、暴言威嚇、誹謗中傷、不当な要求、その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑧ 甲1又は甲2と、乙の職員との間で、信頼関係の継続が困難となり、担当者会議等で解決策を検討した結果、その信頼関係の回復が見込まれず、適切なサービスの提供が継続できない場合
- ⑨ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 甲らは、連帯して、乙に対し、本契約書に基づく(予防)訪問リハビリテーションサービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び甲1が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 乙は、重要事項説明書に指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。甲らは、連帯して、乙に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は原則として金融機関口座引き落としをお願いいたします。ただし、困難な方は、利用申込み時にご相談ください。
- 3 乙は、甲1又は甲2から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、重要事項説明書に指定する送付先に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(利用料金の変更)

第7条 前条第1項に定めるサービス利用料は、介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。

- 2 サービス利用の中で、甲1の老化や疾病等に伴う身体状況の変化により、介護状態の軽減、憎悪があった場合は、甲1の要支援・要介護の変更が生じた場合には、サービス利用料を変更します。
- 3 甲1または甲2は、前項の変更に同意することができない場合には、事前に文書で通知することにより本契約を解除・終了することができます。

(記録)

第8条 乙は、乙による甲1に対する(予防)訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 乙は、甲1が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

- 3 乙は、甲 2 が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して、当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。ただし、甲 1 が甲 2 に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他甲 1 に利益に反するおそれがあると乙が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、乙が甲 2 に対して、連帯保証債務の履行を請求するために必要な場合は適用されません。
- 5 乙は甲 1 及び甲 2 以外の親族が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは甲 1 に承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収の上これに応じます。ただし、甲 1 の利益に反するおそれがあると乙が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 9 条 乙とその従業員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た甲 1 又は甲 2 若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を重要事項説明書のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター（介護予防支援事業所））等との連携
 - ③ 必要に応じて、保険給付を受けている市町村や厚生労働省への報告
 - ④ 甲 1 に病状の急変が生じた場合等の主治の医師または必要な医療機関への連絡等
 - ⑤ 生命・身体 の保護のため必要な場合（災害時安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第 10 条 サービス提供中に甲 1 の心身の状態が急変した場合、かかりつけ医療機関、救急医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、(予防)訪問リハビリテーションサービス利用中に甲 1 の心身の状態が急変した場合、乙は重要事項説明書に指定された連絡先に対し、連絡をします。

(事故発生時の対応)

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、乙は、甲 1 に対し必要な措置を講じます。

- 2 主治医の医学的判断によりかかりつけ医療機関、救急医療機関での診療を依頼することがあります。
- 3 前 2 項のほか、乙は重要事項説明書に指定された連絡先及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 甲らは、乙の提供する(予防)訪問リハビリテーションサービスに対しての要望又は苦情等について、乙の責任者又は従業者に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

- 2 その他の相談窓口として、甲らは、茨城県国民健康保険団体連合会や水戸市役所の介護保険課に対しても、乙への要望又は苦情等について申し出ることができます。連絡先は重要事項説明書に記載された通りです。

(賠償責任)

第 13 条 (予防)訪問リハビリテーションサービスの提供に伴って乙の責に帰すべき事由によって、甲 1 が損害を被った場合、乙は、甲 1 に対して、損害を賠償するものとします。ただし、甲 1 に

も過失が認められる場合には、その過失の割合や状況に応じ、乙は損害賠償の額を免じることができます。

2 乙は、次の各号に該当する事由によって生じた甲 1 の損害に対しては賠償を行いません。

- ① 乙に過失が認められない場合
- ② 通常の介護サービスの範囲内で対応が困難である甲 1 の特殊な心身状況、及び疾病の発生が起因して損害が発生した場合
- ③ 甲ら及び甲らの家族が、乙の介護サービス提供に必要な情報（甲 1 の心身の状況及び病歴）を告げなかったことが起因して損害が発生した場合
- ④ 天災地変等の不可抗力による場合

3 甲 1 の責に帰すべき事由によって、乙が損害を被った場合、甲らは、連帯して、乙に対して、その損害を賠償するものとします。

（裁判管轄）

第14条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲ら及び乙は、乙の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

（利用契約に定めのない事項）

第 15 条 この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、甲 1 又は甲 2 と乙が誠意をもって協議して定めることとします。

<重要事項説明書 1>

(予防)訪問リハビリテーションはなみずきのご案内
(令和6年6月1日現在)

1. (予防)訪問リハビリテーションはなみずきの目的と役割

(予防)訪問リハビリテーションはなみずきは、看護、医学的管理の下でのリハビリテーションを提供することで、利用所の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、住み慣れた居宅での生活を支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、(予防)訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした事業所です。この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

2. 事業所の概要

(1) 施設の名称等

- | | |
|--------------|--|
| ・事業所名 | 訪問リハビリテーションはなみずき |
| ・開設年月日 | 平成26年5月1日 |
| ・所在地 | 茨城県水戸市東原3-2-8 |
| ・電話番号 | 029-303-3501 |
| ・ファックス番号 | 029-303-3502 |
| ・管理者名 | 周 廷清 |
| ・営業日及び営業時間 | 月曜日から土曜日 9時00分～17時50分
但し、12月29日～1月3日までを除く |
| ・通常のサービス提供地域 | 水戸市、ひたちなか市、城里町、那珂市 |
| ・介護保険事業者番号 | 訪問リハビリテーションはなみずき (0870105053号) |

(2) 訪問リハビリテーションの運営方針

- (ア) 当事業所では、(予防)訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、言語療法等その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持向上を図り、利用者が居宅等において、自立した日常生活を営むことができるよう支援に努める。
- (イ) 当事業所では、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (ウ) 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすることができるようサービス提供に努める。
- (エ) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- (オ) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での(予防)訪問リハビリテーションサービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- (カ) 当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (キ) 当事業所では、(予防)訪問リハビリテーションサービスを提供するにあたっては、介護保険

法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(3) 事業所の職員体制必置数 (令和6年6月1日現在)

	職員数	業務内容
・医師(管理者：常勤)	1名以上	医学的観点による計画書の作成に必要な情報及びリハビリテーションにおける指導、助言療養上必要な事項の指導及び助言
・理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	1名以上	理学療法、作業療法、言語聴覚療法等の実施

3. サービス内容

(1) 提供を行う訪問リハビリテーションサービス

- ① (予防)訪問リハビリテーション計画の立案
- ② (予防)訪問リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの実施
- ③ その他

(2) リハビリテーションにおける医療機関との連携

- ・当事業所では、利用者が医療機関退院の後に早期で(予防)訪問リハビリテーションサービスを利用するにあたり、入院していた医療機関でリハビリテーションを実施していた場合、リハビリテーションに関する情報を取得します。

4. 利用料金

※4-(1)(2)の内容は介護保険1割の自己負担分の金額となります。利用者によって介護保険の負担割合が異なります。2割負担の方は表示金額に2を乗じ、3割負担の方は3を乗じた自己負担額となります。詳しくは介護保険負担割合証をご確認ください。

(1) 介護予防訪問リハビリテーションに係る料金

- ① 介護予防訪問リハビリテーション費 1回(20分) 298単位
 - ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が計画的な医学管理を行う医師の指示に基づき、リハビリテーションを実施した場合、20分を1回とし加算されます。
- ② 同一敷地若しくは隣接する建物 1回 10%減算
 - ・同一敷地若しくは隣接する建物に居住する方20名以上に訪問リハビリテーションを提供した場合、1回あたり10%の減算をします。
- ③ 事業所医師の診察未実施減算 1回 -50単位
 - ・当事業所の医師が診察を行わず、訪問リハビリテーションを提供した場合、1回あたり50単位の減算をします。
- ④ 短期集中リハビリテーション実施加算 1日 200単位
 - ・退院(所)又は要介護認定日から3月以内の期間に1週2日以上、1日20分以上リハビリテーションを提供した場合に加算されます。
- ⑤ 口腔連携強化加算 1月1回限り 50単位
 - ・口腔内の状況について、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合、加算されます。
- ⑥ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1回 6単位
 - ・訪問リハビリテーションを提供する者に勤続7年以上の者が居る場合に加算されます。
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1回 3単位
 - ・訪問リハビリテーションを提供する者に勤続3年以上の者が居る場合に加算されます。
- ⑦ 長期利用減算 1回 -30単位
 - ・利用開始月から12月を超えて利用する場合、1回あたり30単位の減算をします。

- ⑧ 退院時共同指導加算 1回 600単位
・医療機関入院中、退院にあたり医療機関と連携し、共同で指導を行った場合に加算されます。

(2) 訪問リハビリテーションに係る料金

- ① 訪問リハビリテーション費 1回 (20分) 308単位
・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が計画的な医学管理を行う医師の指示に基づき、リハビリテーションを実施した場合、20分を1回とし加算されます。
- ② 同一敷地若しくは隣接する建物 1回 10%減算
・同一敷地若しくは隣接する建物に居住する方20名以上に訪問リハビリテーションを提供した場合、1回あたり10%の減算をします。
- ③ 事業所医師の診察未実施減算 1回 -50単位
・当事業所の医師が診察を行わず、訪問リハビリテーションを提供した場合、1回あたり50単位の減算をします。
- ④ 短期集中リハビリテーション実施加算 1日 200単位
・退院(所)又は要介護認定日から3月以内の期間に1週2日以上、1日20分以上リハビリテーションを提供した場合に加算されます。
- ⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 1日 240単位
・認知症の診断を受けている利用者に対し、認知症の生活機能の改善に向けたリハビリテーションを行った場合、1週に2日を限度として加算されます。
- ⑥ リハビリテーションマネジメント加算イ 1月 180単位
・リハビリテーション計画の定期的な評価、見直し、定期的なリハビリテーション会議等を開催し、記録等を行っている場合に加算されます。
- リハビリテーションマネジメント加算ロ 1月 213単位
・上記内容をさらに厚生労働省へ情報提供を行った場合に加算されます。
- 事業所医師が利用者又はその家族へ説明、同意を得た場合 1月 270単位
・上記リハビリテーションマネジメントに関する説明と同意を当事業所医師が行った場合に加算されます。
- ⑦ サービス提供体制加算強化加算Ⅰ 1回 6単位
・訪問リハビリテーションを提供する者に勤続7年以上の者が居る場合に加算されます。
- サービス提供体制加算強化加算Ⅱ 1回 3単位
・訪問リハビリテーションを提供する者に勤続3年以上の者が居る場合に加算されます。
- ⑧ 移行支援加算 1日 17単位
・リハビリテーションにより他のサービス等へ移行をしている場合に加算されます。
- ⑨ 退院時共同指導加算 1回 600単位
・医療機関入院中、退院にあたり医療機関と連携し、共同で指導を行った場合に加算されます。

※介護報酬単価の地域区分変更(5級地)により、現在1円未満の単価設定(水戸市の訪問リハビリテーション事業は、10.55円)になっております。上記単価に10.55円を乗じ、負担割合に応じた金額となります。予め、ご了承ください。

(3) その他の料金

・交通費

通常の実施地域にお住まいの方 無料

通常の実施地域以外にお住まいの方 1kmにつき20円

※ 通常の事業の実施地域(水戸市、ひたちなか市、那珂市、城里町)

- ・利用者宅等に駐車スペースがなく、有料駐車場を使用せざるを得ない場合の駐車場費用
- ・サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用、は利用者負担となります。

(4) 支払い方法

- ・毎月 10 日までに、前月分の請求書を送付しますので、その月の 20 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、トラブルを防ぐため、原則として金融機関口座自動引き落としをお願いいたします。ただし、口座自動引き落としが困難な方は、利用申込み時にご相談ください。

5. 協力医療機関等

当事業所では、協力医療機関を定めています。また事業所医師の判断により、利用者の状態の急変及び診療が必要な際に対応を依頼します。

※(予防)訪問リハビリテーション利用者においては、当事業所協力医療機関の他、利用者ごとの指定医療機関又は救急への相談をさせていただきます。

■協力医療機関

- ・名 称：医療法人社団北水会 北水会記念病院
- ・住 所：茨城県水戸市東原 3 丁目 2-1

6. 事業所利用に当たっての留意事項

(サービス提供の中止について)

- ・当事業所は、利用者又主介護者等接触の多い方が感染症又は感染症の疑いのある場合、感染防止拡大の観点よりサービス提供を急遽中止させていただく場合があります。
- ・当事業所は、利用者が体調不良等の症状があり、適切なサービス提供が困難であると判断した場合、サービスを急遽中止させていただく場合があります。
- ・当事業所は、利用者が飲酒等により正常な状態ではないと判断した場合、サービスを急遽中止させていただく場合があります。
- ・当事業所は、利用者による暴言、暴力、威嚇行為等があり適切なサービスが困難であると判断した場合、サービスを急遽中止させていただく場合があります。

7. 当事業所の取り組み（計画策定や対策及び訓練等）について

(1) 業務継続計画の策定等について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定、研修・訓練を実施しています。

(2) 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、救助袋
- ・防災訓練 年 2 回以上

(3) 感染予防対策について

感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求めするため、感染症対策委員会等の開催、指針の整備、研修・訓練を実施しています。

(4) ハラスメント防止について

性的な言動又は著しい迷惑行為等のハラスメント防止等に係る研修の実施その他の必要な配慮、対策に努めていきます。

(5) ICT の活用について

リハビリテーション会議等のスタッフ会議を実施するにあたり、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用します。

(6) 虐待の防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止委員会の開催、研修の実施及び担当者を設置する等の措置を講じています。

(7) 身体拘束の適正化について

身体拘束を行わない、特段の事情により身体拘束を行う際の適正化のため、身体拘束廃止委員会の開催、研修の実施等の措置を講じています。

(8) 電磁的記録等について

記録や契約等、書面で行うことが規定又は想定されるものについては、電磁的方法（情報通信の技術を利用するもの）も今後活用していく予定です。

(9) リスクマネジメントの強化について

事故の発生・再発を防止するため、リスク管理委員会の開催、研修の実施及び担当者を設置する等の措置を講じています。

(10) 生産性向上に資する委員会の設置

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置し、検討を行います。

8. 事故発生時の対応

(1) 当事業所は、利用者に対する(予防)訪問リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9. 損害賠償について

当事業所において、従業者の過失により、利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。また、守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者もしくはその家族等に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、当事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 個人情報の利用目的

当事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

(1) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

① 訪問リハビリテーション内部での利用目的

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

② 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所・施設サービス事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －医療機関への受診、入院加療等必要な場合、利用者における病状、診療に関する記録
 - －医療機関への受診、入院加療等必要な場合、利用者の生活歴、心身の状況等の情報
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －協力医療機関との連携により、診療等必要となった際、円滑な治療及び療養に繋げるため事前の情報提供
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明

- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(2) 上記以外の利用目的

- ①当事業所の内部での利用に係る利用目的
 - ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －リハビリテーションサービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究
- ②他の事業所等への情報提供に係る利用目的
 - ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

11. 要望及び苦情等の相談

訪問リハビリテーションサービスにおける要望又は苦情につきましては、当事業所従業者または事業所へ（電話 029-303-3501）お伝えください。速やかに対応いたします。また受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

その他の相談窓口として、茨城県国民健康保険団体連合会や水戸市役所介護保険課に対しても、乙への要望又は苦情等について申し出る事ができます。

<行政機関その他苦情受付>

- | | | |
|---|----------------|----------------|
| ① | 茨城県国民健康保険団体連合会 | (029-301-1565) |
| ② | 水戸市役所介護保険課 | (029-297-1018) |
| ③ | 那珂市役所介護長寿課 | (029-298-1111) |
| ④ | ひたちなか市役所介護保険課 | (029-273-0111) |
| ⑤ | 城里町役場長寿応援課 | (029-288-3111) |

12. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名捺印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

氏 名

氏 名

理事長 大久保 泰子 印

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	